

新	旧
<p><b>■ 指数先物取引のリスクについて</b></p> <p>指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。</li> <li>・指数先物取引の相場の変動により不足額が発生したときは、発生した日の翌営業日の正午までに証拠金の追加差入れが必要となります。</li> </ul> <p><u>※大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数先物取引以外の先物取引又はオプション取引（指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引及び国債先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物取引に関して発生したものでなくても、指数先物取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任</u></p>	<p><b>■ 指数先物取引のリスクについて</b></p> <p>指数先物の価格は、対象とする指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、指数先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額だけに限定されません。</li> <li>・指数先物取引の相場の変動により不足額が発生したときは、発生した日の翌営業日の正午までに証拠金の追加差入れが必要となります。</li> </ul> <p>(新設)</p>

を負うこととなります。

(略)

#### <指数オプションの売方特有のリスク>

・売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。

・売方は、指数オプション取引を行うにあたっては、あらかじめ証拠金を差し入れなければなりません。その後、相場の変動より不足額が発生した場合には、発生した日の翌営業日の正午までに証拠金の追加差入れが必要となります。

※大阪取引所において、同一の先物・オプション口座で指数オプション取引以外の先物取引又はオプション取引（指数先物取引、有価証券オプション取引、商品先物・オプション取引及び国債先物・オプション取引）を取引する場合、当該先物・オプション取引口座内での取引の証拠金は一体として計算・管理されるため、指数先物オプション取引以外の取引において相場の変動により証拠金が不足し、証拠金の追加差入れ又は追加預託が必要になる場合があります。また、所定の時限までに証拠金を差し入れ又は預託しない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、それが指数先物オプション取引に関して発生したものでなくても、指数先物オプション取引の建玉が決済される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うこととなります。

(略)

#### 1. 指数先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

(略)

#### <指数オプションの売方特有のリスク>

・売方は、証拠金を上回る取引を行うこととなり、市場価格が予想とは反対の方向に変化したときの損失が限定されていません。

・売方は、指数オプション取引を行うにあたっては、あらかじめ証拠金を差し入れなければなりません。その後、相場の変動より不足額が発生した場合には、発生した日の翌営業日の正午までに証拠金の追加差入れが必要となります。

(新設)

(略)

#### 1. 指数先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

<p>(1) 対象指数 取引対象の指数は、東証株価指数（TOPIX）や日経平均株価指数など金融商品取引所が指定した指数となります。</p> <p>(2) 取引の期限 指数先物取引（以下の a から e に掲げる指数先物取引を除く。）は、金融商品取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>a 配当指数先物取引 (略)</p> <p>b 米国株価指数先物取引 (略)</p> <p>c ボラティリティー指数先物取引 (略) (削除)</p> <p><u>d 台湾株価指数先物取引</u> 各限月取引の第三水曜日（対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り下げる。）の前日に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。</p> <p><u>e 中国株価指数先物取引（香港上場中国株の株価</u></p>	<p>(1) 対象指数 取引対象の指数は、東証株価指数（TOPIX）や日経平均株価指数など金融商品取引所が指定した指数となります。</p> <p>(2) 取引の期限 指数先物取引（以下の a から d に掲げる指数先物取引を除く。）は、金融商品取引所が定める月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）に終了する取引日（日中取引終了後に設けられているセッションの開始時から翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の日中取引の終了時までの1サイクルをいいます。以下同じ。）を取引最終日とする取引（以下「限月取引」といいます。）に区分して行います。また、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。</p> <p>a 配当指数先物取引 (略)</p> <p>b 米国株価指数先物取引 (略)</p> <p>c ボラティリティー指数先物取引 (略)</p> <p><u>d インド株価指数先物取引</u> <u>各限月取引の最終木曜日（休業日又は対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。）に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

指数先物取引)

各限月取引の末日(対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。)の前日(対象指数が算出されない日に当たるときは、順次繰り上げる。)に終了する取引日を取引最終日とする取引に区分され、直近の限月取引の取引最終日の翌日の日中取引から新しい限月取引が開始されます。

(略)

**3. 証拠金について**

(1) 証拠金の差し入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日(顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日)までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

\*先物・オプション取引口座ごとに計算します。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a 証拠金所要額

同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引き、③を加えて得た額となります。

\*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引、商品先物取引及び商品先物オプション取引をいいます。

(略)

**3. 証拠金について**

(1) 証拠金の差し入れ又は預託

証拠金は、次のように算出された総額の不足額又は現金の不足額のいずれか大きな額以上の額を、不足額が生じた日の翌日(顧客が非居住者の場合は不足額が生じた日から起算して3日目の日)までの金融商品取引業者が指定する日時までに差し入れ又は預託しなければなりません。

なお、証拠金は有価証券による代用が可能ですが、現金不足額に相当する額の証拠金は、必ず現金で差し入れ又は預託しなければなりません。

\*先物・オプション取引口座ごとに計算します。

○ 総額の不足額

受入証拠金の総額が証拠金所要額を下回っている場合の差額

○ 現金不足額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額と顧客の現金支払予定額との差額

a 証拠金所要額

同じ先物・オプション取引口座で取引を行っている先物・オプション取引について、次の①から②を差し引いて得た額となります。

\*先物・オプション取引とは、国債先物取引、国債先物オプション取引、指数先物取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引をいいます。

① SPAN証拠金額

SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉について、SPAN<sup>®</sup>により計算した証拠金額です。

② ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。

買オプション価値の総額

:買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

売オプション価値の総額

:売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

\*オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引、有価証券オプション取引及び商品先物オプション取引をいいます。

\*清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。

③ 取引受渡証拠金

取引受渡証拠金は受渡により決済を行う場合に必要となる証拠金額として、清算機関が定める証拠金額です。

\*取引受渡証拠金は、受渡を伴う商品先物取引についてのみ算出されます。

b 受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額(有価証券の時価×掛目)の合計 ±顧客の現金授受予定額

(略)

【2020年7月】

① SPAN証拠金額

SPAN証拠金額は、先物・オプション取引の建玉について、SPAN<sup>®</sup>により計算した証拠金額です。

② ネット・オプション価値の総額

ネット・オプション価値の総額は、買オプション価値の総額から売オプション価値の総額を差し引いて得た額です。買オプション価値及び売オプション価値は、次のとおりです。

買オプション価値の総額

:買建玉が売建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

売オプション価値の総額

:売建玉が買建玉を上回るオプション取引の銘柄について、清算価格を1単位当たりの金額に換算した額に、売り買い差引数量を乗じて得た額

\*オプション取引とは、国債先物オプション取引、指数オプション取引及び有価証券オプション取引をいいます。

\*清算価格は、原則として清算機関が定める理論価格とします。

(新設)

b 受入証拠金の総額

証拠金として差し入れ又は預託している金銭の額+代用有価証券の額(有価証券の時価×掛目) ±顧客の現金授受予定額

(略)

【令和元年7月】

(別紙)

1. 指数先物・オプション取引手数料について

(1) 日経225先物取引手数料 (1単位あたり)  
以下の表に基づき算出したお取引手数料 (往復分) を返済時に証拠金からお支払いいただきます。  
(削除)

(2) 日経225mini取引手数料 (1単位あたり)  
以下の表に基づき算出したお取引手数料 (往復分) を返済時に証拠金からお支払いいただきます。  
(削除)

(3) 日経225オプション取引手数料  
以下の表に基づき算出したお取引手数料を約定時に証拠金からお支払いいただきます。  
(削除)

(略)

【2020年7月】

(別紙)

1. 指数先物・オプション取引手数料について

(1) 日経225先物取引手数料 (1単位あたり)  
以下の表に基づき算出したお取引手数料 (往復分) を返済時に証拠金からお支払いいただきます。  
令和元年9月30日まで

新規建て時	243円
返済時	243円

令和元年10月1日から

(2) 日経225mini取引手数料 (1単位あたり)  
以下の表に基づき算出したお取引手数料 (往復分) を返済時に証拠金からお支払いいただきます。  
令和元年9月30日まで

新規建て時	27円
返済時	27円

令和元年10月1日から

(3) 日経225オプション取引手数料  
以下の表に基づき算出したお取引手数料を約定時に証拠金からお支払いいただきます。  
令和元年9月30日まで

約定代金の0.108% (最低手数料162円)
-------------------------

令和元年10月1日から

(略)

【令和元年7月】